

財政健全化法に係る財政指標（確定値）について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく4つの財政指標について、今回、監査委員の監査を受け、確定値が出ましたので、報告します。

これらの指標については、早期健全化基準、財政再生基準が設けられており、平成20年度決算からこの基準を超えた場合には、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務付けられており、財政運営上の制限を受けることになります。

本県の平成19年度決算における4つの指標については、前回、報告しました暫定値と変わっておらず、全てこの基準をクリアしております。

1 実質赤字比率

平成19年度の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

平成19年度の全ての会計の赤字や黒字を合算し、県全体としての赤字の程度を指標化し、県全体としての運営の深刻度を示すもの

* 公営企業会計において、資金不足に陥っている会計はない

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率

平成19年度の借入金の返済額及びこれに準じる額（公営企業債繰出金等）の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金等)} - \text{(県営住宅使用料など特定財源} + \text{交付税算入公債費等額)}}{\text{(3か年平均)} \times \text{(標準財政規模)} - \text{(交付税算入公債費等額)}}$$

4 将来負担比率

平成19年度末における一般会計の借入金（地方債）等、公社、三セクで将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{(将来負担額)} - \text{(充当可能基金、公営住宅使用料などの特定財源} + \text{交付税算入公債費等額)}}{\text{(標準財政規模)} - \text{(交付税算入公債費等額)}}$$